

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成27年 4月16日
【会社名】	テックファーム株式会社
【英訳名】	Techfirm Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 千原 信悟
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	03-5365-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 永守 秀章
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
【電話番号】	03-5365-7888（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長CFO 永守 秀章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

当社は、平成27年4月16日開催の取締役会において、平成27年7月1日を効力発生日として新設分割を行い持株会社体制へ移行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該新設分割の目的

当社グループは、蓄積した技術やノウハウを「技術サービス」として提供すること、「ITの発展」に寄与すること、「社員の成長」を通じて「顧客の価値創造」を実現し、社会への貢献に努めていくことを経営理念とし、この経営理念を実現すべくグループ全体で企業価値の向上に邁進しております。

当社グループがさらなる企業価値の向上を図るためには、当社グループが開発及び運用・保守サービスの多種多様な案件に対応するため、外部パートナーとの連携を強化するとともに、優秀な人材の確保が急務であると認識しており、開発力強化のためのM&A、また、平成27年1月29日に公表いたしました株式会社E B Eの株式取得をはじめとするソフトウェア開発を中心としたソリューションの受託開発事業以外の収益モデルの多様化や新規ビジネス機会の創出を目的としたM&Aや資本業務提携先との協業による事業展開が必要不可欠であります。

そのためには、各事業会社における権限及び責任体制の明確化を図り、当社グループを取り巻く環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが必要不可欠と判断したためであります。

### (2) 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容

#### 新設分割の方法

当社を分割会社として、新設する「テックファーム株式会社」を承継会社とする新設分割の方法によります。

(注) 当社は平成27年7月1日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号変更予定となります。

#### 新設分割に係る割当ての内容

本新設分割に際し、新設会社は普通株式1,000株を発行し、そのすべてを当社に割当てます。

#### 新設分割の日程

新設分割計画書承認臨時株主総会基準日	平成27年3月31日(火)
新設分割計画書承認取締役会	平成27年4月16日(木)
新設分割計画書承認臨時株主総会	平成27年6月18日(木) (予定)
分割効力発生日	平成27年7月1日(水) (予定)

#### その他の新設分割計画の内容

当社が平成27年4月16日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、(5)「新設分割計画書」のとおりです。

### (3) 当該新設分割計画に係る割当ての内容の算定根拠

新設分割設立会社は、本新設分割に際して発行する全ての株式を当社に割り当てます。上記割当株式数については、本新設分割が当社が単独で行う新設分割であり、新設分割設立会社が発行する株式の全てが当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮し、決定したものであります。

### (4) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	テックファーム株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
代表者の氏名	代表取締役社長CEO 千原 信悟
資本金の額	100百万円
純資産の額	980百万円(予定)
総資産の額	1,232百万円(予定)
事業の内容	ソフトウェア受託開発及び運用・保守

(5) 新設分割計画書は次のとおりです。

#### 新設分割計画書(写)

テックファーム株式会社(平成27年7月1日付で「テックファームホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下「当社」という)は、当社がソフトウェア受託開発、運用・保守及びその関連事業(以下「本事業」という)に関して有する権利義務を新たに設立するテックファーム株式会社(以下「新設会社」という)に承継させるために新設分割(以下「本件分割」という)を行うことに関し、つぎのとおり新設分割計画(以下「本計画」という)を作成する。

#### 第1条(新設分割)

当社は、本計画に定めるところに従い、新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

#### 第2条(新設会社の目的等その他定款で定める事項)

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「テックファーム株式会社 定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は東京都新宿区西新宿三丁目20番2号とする。

#### 第3条(新設会社が交付する株式の数及び割当)

新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付する。

#### 第4条(新設会社の資本金等の額)

新設会社の資本金、資本準備金及び資本剰余金等の額は、以下のとおりとする。ただし、分割期日(第6条で定義される。以下同じ。)における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

(1) 資本金の額 金100,000,000円

(2) 資本準備金の額 金0円

(3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前二号に定める合計額を控除した額

(4) 利益剰余金の額 金0円

#### 第5条(承継する権利義務)

1. 新設会社は、分割期日において、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約、契約上の地位その他の権利義務を当社より承継する。
2. 新設会社は、本件分割により当社から新設会社に承継される一切の債務について併存的に引き受け、当社は、本件分割後も引き続き弁済の責を負う。ただし、当社と新設会社との間においては新設会社がかかる債務の全部を負担し、当社がかかる債務の弁済をしたときは、新設会社は当社の請求に基づきその弁済額の全額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。
3. 新設会社が承継する財産の移転に関して登記、登録、通知等の手続きが必要となる場合、当社と新設会社とが協力して行うものとし、登記費用その他の費用については、新設会社が負担するものとする。

#### 第6条(分割期日)

会社法第924条第1項第1号に基づき当社が定める日(以下「分割期日」という)は平成27年7月1日とし、同日をもって新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

#### 第7条(新設会社の設立時役員の氏名)

新設会社の設立時役員の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 千原信悟、永守秀章、筒井雄一郎

設立時監査役 小夫みのり

#### 第8条(本計画の効力)

本計画は、当社の株主総会における承認または法令に定める関係官庁の承認が得られないときはその効力を失う。

#### 第9条（競業禁止義務）

当社は本事業について競業禁止義務を負わないものとし、本件分割の効力発生後においても、本事業と同一の事業を行うことができる。

#### 第10条（公租公課）

新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、分割期日の前日までは当社が、分割期日以後は新設会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

#### 第11条（条件の変更及び中止）

当社は、本計画作成後分割期日に至るまでの間において、当社の財産状態または経営状態に著しい変動を生じたときあるいは変動が見込まれる場合は、本件分割の条件その他本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

#### 第12条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

平成27年4月16日  
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
テックファーム株式会社  
代表取締役社長CEO 千原 信悟

#### 別紙 1 定款

テックファーム株式会社  
定款

#### 第 1 章 総則

##### （商号）

第 1 条 当社は、テックファーム株式会社と称し、英文では、Techfirm Inc.と表示する。

##### （目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット及び情報処理等関連のソフトウェアの開発、製作、販売、ライセンス、保守、運用及び管理
- (2) 通信機器及びコンピュータ機器のハードウェア並びに情報システムの開発、製造、製作、販売、リース、賃貸、保守、運用及び管理
- (3) 広告の企画、製作及び広告代理店業
- (4) コールセンターの運営及び管理
- (5) モバイルを利用したクレジットカードや、電子マネーによる決済システムの開発、製作、販売、ライセンス、保守、運用及び管理
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 前各号に関するコンサルティング及び調査分析
- (8) 企業の海外進出に関するコンサルティング
- (9) 前各号に附帯または関連する一切の事業

##### （本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

##### （機関）

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第15条 当会社の取締役は3名以上とする。

(選任方法)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役

(員数)

第27条 当社の監査役は3名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会の決議によってこれを選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

## 第6章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第35条 剰余金の配当及び中間配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の配当には利息をつけない。

### 別紙2 承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成27年1月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

(1) 本事業に係る流動資産一切、ただし以下は除く

- 現金及び預金のうち、定期預金、定積預金、郵便貯金
- 有価証券及び営業投資有価証券
- 預け金
- 関係会社立替金
- 未収収益
- 従業員関連債権
- 関係会社関連債権
- その他法令上承継不能なもの

- (2) 本事業に係る固定資産一切、ただし以下は除く
- 投資有価証券
  - 子会社株式及び関係会社株式
  - 長期貸付金
  - 長期未収入金
  - その他法令上承継不能なもの

## 2. 承継する負債

本事業に係る流動負債一切、ただし以下は除く

- 短期借入金
- 一年以内償還社債
- 預り金
- 未払配当金
- その他法令上承継不能なもの

## 3. 承継する雇用契約等

分割期日において、本事業に従事する従業員との雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。ただし、本部長、副本部長の職にある従業員に係る雇用契約及びこれに基づく権利義務については承継せず、当社からの出向（条件については別途定める）によるものとする。

## 4. 承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約及びコミットメントライン契約に関連する契約はこの限りでない。

## 5. 承継する知的財産権

本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権及びノウハウ。ただし、テックファームグループ共通のコーポレート・ブランドとしての基幹商標及び基幹意匠を除く。

## 6. 許認可等

分割期日において、本事業に関する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

以 上